

土地を農民へ ～農民的土地所有・終わりなき闘い～

I. 開墾農民の「総有」－蜂須賀農場大争議

○小作人の村

北海道空知支庁に田畑4千町歩を保有する蜂須賀農場。

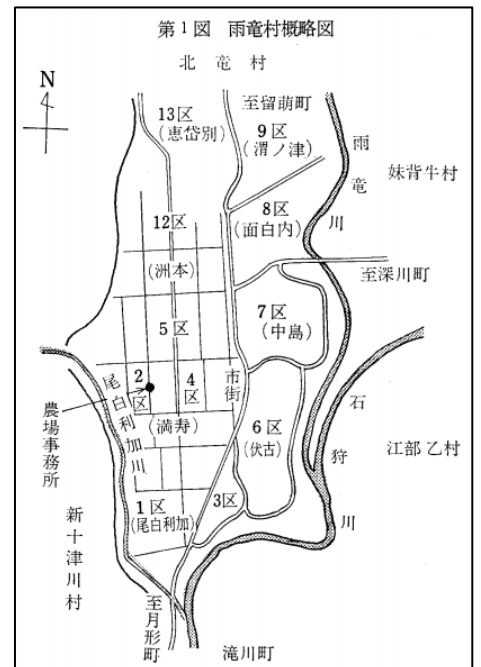
面積の6割超を占めるのが、争議の舞台となった「本場」(≡雨竜村)。

- ・農場主は、日本を代表する不在地主で貴族院議員の蜂須賀侯爵。
- ・10割が純小作の開墾農民。
- ・生産額ベースでは9割がコメ。
- ・小作農家の収入・支出の貨幣化率は50%弱。
- ・反収は平年1石半、凶作時で1石前後(1石=約150kg)。小作料は3割強。

⇒水田3町を耕す平均的小作なら、3tほどは販売に回せたとみられる。

とはいえ、人件費や肥料代など経費もかさみ、商人に肥料代を借金して、代わりに農産物を買叩かれていたという。農閑期には出稼ぎもしており、生活水準は低かった。

*開墾の辛苦：1897年以来、湿原の泥炭地をわずか30年で道平均超えの優良田に変えた、想像を絶する努力と労力。



○4段階の争議

①1921年：小作料値上げ反対争議

⇒区長・住民組合長らがリーダーとなり、ほぼ全小作人が参加。要求貫徹。

②1926年：小作料減免争議

⇒小作人300名前後が日農組合員となり、一般小作と協力して減免を勝ち取る。

③1928～30年：多数の「分譲派」と少数の「非分譲派」に分裂

⇒非分譲派は全農の支援を受け毎年争議を行う。

④1931～32年：再び共同戦線に発展

⇒「国体」vs「小作人」総力戦、大量検挙で小作人敗北。

○小作農場にもあった「総有」

巨大地主に対しなぜ最後まで結束を維持できたのか？

<要因1：小さい格差>

<空知郡および雨竜村の耕作規模別構成>

	下層農民	貧農	中農			大規模農家	
	～5反	～1町	～3町	～5町	～10町	～50町	50町～
空知郡(1926)	5.3%	3.1%	21.8%	27.2%	28.4%	12.6%	1.6%
雨竜村(1925)	0%	0%	53%	34%	13%※	0%	0%
雨竜村(1930)	1%	1%	28%	43%	26%※	2%	0%

※5～10町所有農家の4割ほどが自作＝蜂須賀農場とは無関係な農家。

- ・全員が純小作であることに加え、耕作規模も1～5町の中農層が大半
- ・非分譲派に至っては、29年争議の参加者の耕作規模は、25名(判明分)中1～3町が21名、5町歩以上は1名のみだった。

<要因2：地域・自然との関係性>

- ・道路組や住民組合における祭事(地神講、盆踊り etc.)
- ・道路組や住民組合における相互扶助(田植え人、無尽講 etc.)
- ・在来農業と切り離せない信仰・諸々の慣習の存在

→開墾農場の随所にあった「総有」

<要因3：同郷コミュニティー>

- ・富山・新潟・香川・徳島など出身者に偏り
- ・同郷者コミュニティーが作られ、それぞれが神社を建立
- ・特に最大グループである「越中衆」の結びつきは強固だった。

⇒1929年～の非分譲派争議においても関係農家の3/4を越中衆が占め、また半数に血縁的結びつきがあった。

*闘う富山県民？：自民党が議席独占を続ける保守王国・富山。

「日本の北欧」とも呼ばれ、住みやすさから近年注目を集める。

三世代が共に暮らす大家族が多く、地域・親族など共同体の結びつきが強い。一方で、戦前を代表する蜂須賀農場争議の中心は富山出身者。米騒動も富山から広がった。…なぜ？

○保守性と革命性

・「保守」＝「自民党」？「右翼」？



・真の「保守性」とは日本の伝統的な自然信仰や仏教思想に通ずるもの。
「自然が偉くて人間は穢れている」と捉え、文明の発展や進歩を良しとしない思想。「足してよく」ならない考え方。それは農家の実感でもある。

「何ていったって米は、土と水と空気と太陽でできるんだからさ。
米の作り主は自然なんだよ。一粒だって人間が作れます？米は
自然からのいただきものなんだよ」

・・・自然の力を最大限発揮してもらうための手助けが農業。

★農山漁村の共同体は、自然と先祖に感謝し、子孫を思って土地
(田畑・海川・森林)を守り耕す「保守」。資本家の利潤のために、
大切にしている関係性が壊されるとき、闘争の地盤となりうる。

・一方で共同体ごと利権に絡めとられる危険性も。

・1960年代以降、大部分の農村は後継者不足と機械化で、追い詰められた共同体の利権を死守するだけの卑屈な「保守」に。

→「個」ではなく「共同体」に届く言葉が必要。

○土地所有への欲求

・1927年に地主が発表した「土地分譲規定」

①契約から5年間現在の小作料を収めれば小作地所有権を移転する。

②所有権移転から15年間は現在の小作料を1割減じた納付金を支払う。

③所有権の移転した土地は第一抵当として地主に登録する。

④水利費・公租・公課一切は所有権を獲得したものの負担とする。

⇒つまるところ、「土地の所有権はあげるけど、小作料を納め続けてね。払えなくなったら土地は取り上げるからね。」ということ！

⇒それでも当初から2/3の農家が飛びつき、1930年の争議に加わった分譲派の耕作面積は少なくとも全水田の9割・全畑の3割に及んだ。

・なぜそうまでして土地を所有したかったのか？

→ [自作農と小作農の決定的違い＝土地の継承性と自由さ。
[凄絶な開墾作業で切り開いた田畑への愛着。

II. 農民的土地所有とは

○「土地を農民へ」の意味

★絶えずせめぎあってきた3つの所有形態

小作的?土地所有：「隣百姓」「水争い」「地主の顔色伺い」
→「稼ぐ(≠儲ける)」ことだけが目的に。

地主的土地所有：土地は利潤の源泉。コストカットと生産性を追求。
自然を無視した大規模化・機械化・AI化
→土地を収奪。行きつく先は「農業そのものがコスト」
だから「生産性の高い分野へ移そう」。

農民的土地所有：「稲の顔を見てする農業」
→農地を介した人と自然との循環。
収量も上がり、農民の創造性を開放。
(百姓=「百の姓」…自給自足が原則)

— 終わりになき農民の夢・闘いは今も続く

○「よい農業」のモチベーション

「農地の国有化」3つの例

- ①**日本**：平安時代、政府直営の「官田」の試みは挫折。
戦後も共産党が「土地国有化」を提唱するも、反発にあい撤回。
- ②**ソ連**：レーニンは「大衆の発展に先走らない」と土地国有化に慎重。
⇒死後、スターリンが強行し、農民の意欲低下を招く。
- ③**キューバ**：「国営農場」「自作地」「協同組合経営」に分ける。
⇒協同組合は高生産性・農家の意欲も高い。
国営農場は労働者の意欲も上がらず非生産的で、
やがて協同農場方式に再編。

→農業は一元管理できない。土地・自然にどこまでも根差した営み。

★モチベーションは「おいしさ」「品質」「消費者とのつながり」？

*参考図書「名生家三代、米作りの技と心」(草思社)